

令和5年第3回玉城町議会定例会会議録（第1号）

- 1 招集年月日 令和5年6月6日（火）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和5年6月6日（火）（午前9時00分）
- 4 出席議員 （13名）

1番 福田 泰生	2番 渡邊 昌行	3番 谷口 和也
4番 井上 容子	5番 前川さおり	6番 山路 善己
7番 中西 友子	8番 北 守	9番 坪井 信義
10番 山口 和宏	11番 奥川 直人	12番 風口 尚
13番 小林 豊		
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	田間 宏紀	教 育 長	中西 章
会 計 管 理 者	真砂 浩行	総務政策課長	中村 元紀	税務住民課長	山下 健一
保健福祉課長	見並 智俊	産業振興課長	里中 和樹	建 設 課 長	平生 公一
教育事務局長	梅前 宏文	上下水道課長	山本 陽二	病院老健事務局長	竹郷 哲也
地域づくり推進室長	中川 泰成	防災対策室長	内山 治久	生活環境室長	山口 成人
地域共生室長	中西扶美代	監 査 委 員	大西 栄		
- 7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	中西 豊	同 書 記	福井希美枝	同 書 記	中山 元太
--------	------	-------	-------	-------	-------
- 8 日 程
  - 第 1. 会議録署名議員の指名

3番 谷口 和也 議員
4番 井上 容子 議員
  - 第 2. 会期の決定の件 10日間
  - 第 3. 諸般の報告

報告第 2号 繰越明許費繰越計算書の報告について（玉城町一般会計）
報告第 3号 予算繰越計算書の報告について（玉城町下水道事業会計）
報告第 4号 放棄した債権の報告について
報告第 5号 度会土地開発公社の経営状況について
報告第 6号 例月出納検査の結果報告について（令和5年2月分ないし令和5年4月分）
  - 第 4. 議案第36号 玉城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
  - 第 5. 議案第37号 玉城町印鑑条例の一部改正について
  - 第 6. 議案第38号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部改正について

- 第 7. 議案第39号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 8. 議案第40号 三重州市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重州市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 第 9. 議案第41号 令和5年度玉城町一般会計補正予算（第3号）
- 第10. 議案第42号 令和5年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

（午前9時00分 開会）

### ◎開会の宣告

○議長（風口 尚） ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しております。

よって、令和5年第3回玉城町議会定例会を開会いたします。

感染症法上における新型コロナウイルス感染症の位置づけが5月8日から5類へ変更となったため、感染対策を次のとおりいたします。

一つ、議場におけるマスクの着用は個人の判断といたします。

一つ、換気は基本的な感染対策として有効であるため、おおむね1時間に1回程度の休憩を挟み、議場を開放してサーキュレーターによる十分な換気を行うこととします。

一つ、本定例会を通じ執行部の自席での答弁も、従来どおり起立して行ってください。

一つ、感染防止及び熱中症対策として、適宜の水分摂取を許可いたします。また、現在はクールビズ実施期間中ですので、本定例会における上着の脱衣を許可いたします。

議員各位におかれましては、会議時間の短縮と円滑な議事運営にご協力をいただきますよう、よろしくお願い致します。

それでは、開会に当たり、町長より定例会招集の挨拶があります。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 令和5年第3回玉城町議会定例会開会に当たりまして、挨拶を申し上げます。

平素から、議員の皆様方には町政推進に格別のご支援を賜わっておりますこと、厚くお礼を申し上げます。

ご承知のとおり、6月2日から3日にかけてまして台風2号による大雨警報が発令をされました。玉城町でも約400ミリの雨量が観測をされまして、町内の一部地域に警戒レベル3となります高齢者等避難を、発令をさせていただいたところございました。人的被害の報告はございませんけれども、公共施設そして農業用施設での被害が発生をしておる報告がございまして、引き続き実態調査を行い、早期の復旧に努める所存でございます。

また、全国各地で地震が頻発しておりますけれども、今年度は有田、外城田の避難所運営マニュアルを作成する予定でございます。現在は、有田地区のマニュアル作成中でありまして、6月1日にも自主防災組織交流会を実施いたしました。有事に備えて申し上げております自助・共助の取組を、ぜひともお願いを申し上げる次第でございます。

6月4日でもございましたけれども、台風の影響で心配をしておりましたけれども、田丸城跡のクリーン作戦では、各種団体の皆さん、企業の皆さん約400人の方々に協力をいただきました。改めてお礼を申し上げる次第でございます。

また、美和ロックさんにはSDGsの取組の一環といたしましての、参加の皆さんに対してエコバックを提供いただきました。重ねてお礼を申し上げる次第でございます。

5月中に町内の小中学校の運動会を実施していただきましたけれども、4年ぶりに入場制限がなく開催をされまして、久しぶりに子供たちの元気な姿が声が見える運動会でありまして、ご家族の皆さんも元気な子供たちの姿に、安心をしていただいたのではないかなど、こんなふうに思っておる次第でございます。

地域におかれましてはこれまで中止をされておられましたイベントや行事につきまして、ぜひとも復活をお願いする次第でございます。

また先日、国が発表いたしました2022年の人口動態統計、これによりますと出生数が80万人を割り込み過去最低の出生率と出生数、そして7年連続マイナスとなったということでもございました。少子化が加速をしておるとこういう状況でもございまして、玉城町におきましては、年少人口の割合が三重県で3番目に高いというところでもございまして、昨年度は出生数が100人に届かず、大変心配をしているところでございます。

今回の補正でも1か月児の健康診断の費用の補助の予算化をお願いしておりますし、また結婚・出産・子育ての希望がかなえられるよう、引き続き重点施策として取り組んでいく所存であります。

さらに補正といたしましては、今回の補正で物価高騰対策中心に予算を編成をしたところでございます。

本定例会では、任命同意、条例改正、規約の変更承認、補正予算など7議案について審議をお願いいたしまして、また追加議案として田丸駅交流建築にかかる、交流施設の建築にかかる契約締結の承認についてを、ご審議をいただきたくお願い申し上げる次第でございます。

以上、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

○議長（風口 尚） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（風口 尚） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において  
3番 谷口 和也 議員                      4番 井上 容子 議員  
の2名を指名いたします。

#### ◎日程第2 会期の決定について

○議長（風口 尚） 次に、日程第2 会期の決定を議題にします。  
お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から6月15日までの10日間としたいと思います。これにご  
異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月15日までの10日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、先般配付いたしました会期日程案のとおり  
ですので、ご了承願います。

#### ◎日程第3 諸般の報告

○議長（風口 尚） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について（玉城町一般会計）、報告第3号  
予算繰越計算書の報告について（玉城町下水道事業会計）、報告第4号 放棄した債権  
の報告について、報告第5号 度会土地開発公社の経営状況について、報告第6号 例  
月出納検査の結果報告書（令和5年2月分ないし令和5年4月分）の提出が監査委員か  
らありましたので、その写しをお手元に配付いたしました。また国に対し、適格請求書  
等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書の提出がありましたので、  
机上配付いたしました。

以上で諸般の報告は終わります。

#### ◎日程第4 議案第36号

○議長（風口 尚） それでは議事に入ります。日程第4 議案第36号 玉城町農業委  
員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

辻村町長

○町長（辻村 修一） 議案36号 玉城町農業委員会委員の任命につき同意を求め  
ることについて提案理由を申し上げます。

本議案は農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めよ  
うとするものです。

なお、詳細は産業振興課長から説明をさせます。

○議長（風口 尚） 産業振興課、里中課長。

○産業振興課（里中和樹） 産業振興課、里中。

それでは、議案36号 玉城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて補足説明を申し上げます。

3年前の農業委員会委員の任命を上程した際、併せてもう1議案、認定農業者等は委員の過半数を占めることを要しない場合の同意という議案を上程いたしておりましたが、令和4年4月1日付の農業委員会等に関する法令施行規則一部改正におきまして、この議会の同意が廃止となりました。このことにより、委員中の認定農業者等の人数は4名ではありますが、今回の議案のみの上程となっております。参考までに玉城町認定農業者の人数は現在75名となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。発言を許します。

4番 井上容子議員

○4番（井上容子） 4番、井上。

議案36号 玉城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての提案内容について質問させていただきます。

農業委員会に関する法律第8条7項において、市町村長は性別、年齢の偏りのないように配慮しなければならないとあります。公表されている名簿を拝見しますと、今回は40代の方が1名、50代後半が2名、70代が4名、残りの半分为60歳代、全員男性です。平成28年に改正農業委員会法が施行される前は、玉城町の農業委員会の委員に女性は複数名いらっしゃいました。ところが平成29年からの委員も令和2年からの委員も全員男性、ほぼ60歳代前後の年齢層という状況で、かなり偏りが見られます。

また、令和2年に閣議決定されました第5次男女共同参画基本計画において、女性の農業委員の登用率を令和5年度までに20%、さらに2年後には30%達成するとあります。玉城町でいいますと、令和5年までに3人、令和7年には4名に相当いたします。任期が令和7年までの今回の募集で、女性が4名になるよう努力しなければいけなかったこととなります。ところが、女性が増えることはなく、逆に6年前から減っている状況です。

次に、農業委員会委員の募集にあつては、あらかじめ地区や団体毎の定数を設けて推薦を求めることは適当でない、という指導が以前からあったと思います。そのために農地最適化推進委員が創設され、地域に偏りのないように担当する区域を決めて、担当区域毎に推薦募集をするということになっています。

今回の農業委員会委員は応募がゼロ名、ほとんどが地区推薦でした。令和2年には応募が5名、認定農業者該当者も5名あったのですが、そのときの議事録を拝見しており

ますと認定農業者を過半数にするための努力として、各地区の区長にまず相談し、農事部長、年が明けてからは地区の新しい区長にも説明します。云々と書かれて、とにかく地区から推薦してもらうことを前提としておられるように感じました。

これらを踏まえて、4つ質問させていただきます。

1つ目に、なぜ女性の応募や推薦が減ったか、考えられる理由。

2つ目に、年齢の偏りが解消できない理由。

3つ目に、今回の募集に当たってはどのような方法を取られたのか、どういったことを工夫されたのか。

4つ目に、今回の募集の日程と中間報告時点での応募、推薦の状況とその後の工夫を伺います。

○議長（風口 尚） 産業振興課、里中課長。

○産業振興課（里中和樹） 産業振興課長、里中。

まず、井上議員の質問の1つ目の女性応募や推薦が減ったかという件ですが、議員おっしゃるように平成26年から、平成29年の農業委員さん22名中6名の方が女性の方でした。この件につきましては、議会推薦枠というのがございまして、その枠で女性の方を全て議会様のほうから推薦をいただいておったという結果が濃いと考えております。地区のほうからはいただいたのは2名という内容だったので、今の現状と食い違いがあり、女性の方が少ないと考えております。

2つ目ですが、年齢の偏りなんですけれども、そもそも農家の方の人数が高齢という、これら農業センサスのほうに出ておりますが、平均年齢が70近いと若い方が少ないということが原因だと考えます。

3つ目の今回の募集に当たって、どのような工夫をされたかという件なんです、これはちょっとスケジュールを持って説明させていただきたいと思っております。今回の農業委員さんとか農地利用最適化推進委員さんの時間的な流れを説明しますと、まず1月12、13日におきまして、集落の代表の方に説明をさせていただきました。後、ホームページで1月24日付で農業委員さんの公募等の募集をかける。1月25日の2月号の広報におきましても公募の募集をかけました。3月15日に締め切ったという内容で、公募はやってないわけではなく、公募はさせていただいております。結果、地区の委員さんだったということで理解をいただきたいなと思っております。

あと、今回の募集に当たってはどのような工夫されたかということなんです、私どもこの今回の農業委員の推進に当たっては、農業委員会の運営事務QAというのが出てまして、そのQAというのか、農業委員会の運営事務QAというのがありまして、その本に載っておるようなものをガイドにしながら、ホームページの公募や広報での記事の書き込みをさせてもらった、というような内容になっております。

あともう1点、中間報告からの動きなんです、中間報告のときには実際農業委員さんは4名の方の推薦のみの報告でした。その後、実際2週間ほどしかございませんでし

て、実際私どものほうができたのは説明会をしたときに来ていただいた地区で、地区から出ていないような地区への推薦はありませんか、という募集だけをさせていただきました。

以上になります。

○議長（風口 尚） 井上議員。

○4番（井上容子） 中間報告の時点では14名そろっていたわけではなく、何名くらいだったのか。

○議長（風口 尚） 産業振興課、里中課長。

○産業振興課（里中和樹） 産業振興課長、里中。

すみません答弁もれでした。推進委員のほうにつきましては5名ということです。

以上です。

○議長（風口 尚） 井上議員。

○4番（井上容子） 失礼しました。認定農業士さん4名ということは、4名しかなくてそれが全部認定農業士さんだったってことでしょうか。

これで3回目になっちゃいますね。すみませんさらに2つ伺います。

女性の登用とか、年齢に偏りが無い登用について再度伺います。募集するときだけの努力でなくて、例えばふだんから認定農業者を増やすように、家族経営協定の推進とか方法もあると思うんです。あと農業で活躍する人を増やすために農村女性アドバイザー、玉城町では今1名、青年農業士、玉城町で今2名、指導農業士、玉城町では今2名の皆さんの活動、育成活動やアドバイザーとしての活動の支援も必要だと思います。これからの方々の協力を仰がなかったのでしょうか。

あともう一つ、中間公表が義務づけされているのは、応募がなかったときの調整する期間がという意味があると思うんです。それで先ほど地区の区長さんにも言っていたということだと思うんですけども、その農業委員会の委員については、議会が同意が得られなければ、新たな農業委員会委員が決まるまで、現在の農業委員会委員の任期が延長できることになっていると思います。偏りに配慮できなかった理由は何でしょうか。

○議長（風口 尚） 産業振興課、里中課長。

○産業振興課（里中和樹） 産業振興課長 里中。

その偏り2点の女性と年齢でしょうか。年齢については、本当に農業センサスのガイドライン、農業センサスを見てもらうと、年齢別に農業者がどれくらいいるかというのがあるんですが、それを見てもらうと本当に高齢者の方が多くて、その若い方にていうのは難しいのかなという考えであります。で、女性の方につきましては、実際女性の農業者の方も少のうございまして、その中で実際結果としてですけれどもね、地区のほうから推薦してもらうときに、女性の方がなかったということになっております。申し上げられた農業士も認定農業者とかぶっているところがございまして、認定農業者の方に

は事前告知、始まる前から2度3度文書を出してますし、農業委員会で実際時期変わる  
ときなんかは、女性の方またお願いしますということなんかも申しております。

以上です。

失礼しました。前段の4名の中の認定農業者士の方に、認定農業者の方は1名でござ  
いました。中間報告のときの4名の中の認定農業者の数は1名です。あと説明させても  
らったように認定農業者、認定農業者と指導農業者の方の名前がかぶっておるというこ  
とで、理解をしていただきたいと思います。アドバイザー枠ではありません。

以上です。

○議長（風口 尚） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○議長（風口 尚） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本案については、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（風口 尚） ご異議なしと認め、討論を省略します。

これから議案第36号 玉城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
を採決いたします。

この採決は、委員ごとに起立によって行います。

まず、口野智宏氏の任命につき、同意を求めることに賛成の方は、起立願います。

（全 員 起 立）

○議長（風口 尚） 起立全員であります。

したがって、口野智宏氏の任命につき同意を求めることについては、同意することに  
決定いたしました。

次に、福田稔氏の任命につき、同意をすることに賛成の方は、起立願います。

（全 員 起 立）

○議長（風口 尚） 起立全員であります。

したがって、福田稔氏の任命につき同意を求めることについては、同意することに決  
定しました。

次に、中村信弘氏の任命につき、同意をすることに賛成の方は、起立願います。

（全 員 起 立）

○議長（風口 尚） 起立全員であります。

したがって、中村信弘氏の任命につき同意を求めることについては、同意することに決  
定しました。

次に、野口長一氏の任命につき、同意をすることに賛成の方は、起立願います。

（全 員 起 立）

○議長（風口 尚） 起立全員であります。

したがって、野口長一氏の任命につき同意を求めることについては、同意することに



決定しました。

次に、松田秀幸氏の任命につき、同意をすることに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(風口 尚) 起立全員であります。

したがって、松田秀幸氏の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、田垣和恒氏の任命につき、同意をすることに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(風口 尚) 起立全員であります。

したがって、田垣和恒氏の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、北岡守氏の任命につき、同意をすることに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(風口 尚) 起立全員であります。

したがって、北岡守氏の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、山口晃氏の任命につき、同意をすることに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(風口 尚) 起立全員であります。

したがって、山口晃氏の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、宮本隆史氏の任命につき、同意をすることに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(風口 尚) 起立全員であります。

したがって、宮本隆史氏の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、野崎博壽氏の任命につき、同意をすることに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(風口 尚) 起立全員であります。

したがって、野崎博壽氏の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、沖塚正美氏の任命につき、同意をすることに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(風口 尚) 起立全員であります。

したがって、沖塚正美氏の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、坂口正明氏の任命につき、同意をすることに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(風口 尚) 起立全員であります。

したがって、坂口正明氏の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、村木啓之氏の任命につき、同意をすることに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(風口 尚) 起立全員であります。

したがって、村木啓之氏の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

次に、喜多和春氏の任命につき、同意をすることに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(風口 尚) 起立全員であります。

したがって、喜多和春氏の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

#### ◎日程第5 議案第37号ないし議案第39号

○議長(風口 尚) 次に、日程第5 議案第37号 印鑑条例の一部改正についてないし日程第7 議案第39号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを一括議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長(辻村 修一) 議案第37号 玉城町印鑑条例の一部改正につきまして提案理由を申し上げます。

現在、窓口で印鑑登録証明書の交付を受ける際には、印鑑登録書が必要となっておりますが、コンビニ交付導入後はマイナンバーカードのみを使用し、コンビニで交付を受けることが可能となっております。今回の改正は窓口においても、マイナンバーカードのみでコンビニ交付同様、印鑑登録証明書の交付を可能とし、利用者の利便性の向上を図るものでございます。

なお、補足説明は省略いたします。

次に、議案第38号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本議案は基準省令の一部改正に伴い、児童等の通園・通学・送迎や学校外、施設外での活動のために自動車を運行する場合の所在確認の義務化等について、同様な改正を鑑みるものであります。

なお、補足説明は省略いたします。

次に、議案第39号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本議案は基準省令の一部改正に伴い、児童等の通園・通学・送迎や学校外、施設外での活動のために自動車を運行する場合の所在確認の義務化について、同様の改正を行うものであります。

なお、補足説明は省略いたします。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（風口 尚） 以上で提案理由の説明は終わりました。

#### ◎日程第8 議案第40号

○議長（風口 尚） 次に、日程第8 議案第40号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第40号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について提案理由を申し上げます。

本議案は令和5年9月1日から桑名いなべ広域連合が三重県市町公平委員会に加入することに伴い、当該公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会規約の変更について協議する必要性が生じたため、地方自治法第252条2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、補足説明は省略をします。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（風口 尚） 以上で提案理由の説明は終わりました。

#### ◎日程第9 議案第41号並びに議案第42号

○議長（風口 尚） 次に、日程第9 議案第41号 令和5年度玉城町一般会計補正予算（第3号）並びに日程第10 議案第42号 令和5年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を一括議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第41号 令和5年度玉城町一般会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1億3,589万2,000円を追加し、予算総額70億5,665万2,000円とするものです。

主なものとしたしましては、歳入では国庫支出金の内示を受け電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援として、地方創生臨時交付金7,863万4,000円の増額などを含めた増減のほか、繰越金4,000万円を追加しています。

歳出では民生費において、住民税非課税世帯等に対する低所得世帯支援臨時交付金3,219万円の新規計上、国民健康保険特別会計貸付金2,000万円の増額を計上しております。

衛生費では、社会福祉施設事業者に対する物価高騰対策支援事業補助金167万円及び1か月児健康診査受診費補助金60万円を新規計上。

農林水産費では、みえ森と緑の県民税市町交付金を利用し、田丸小学校図書室の机・椅子の木質化等249万4,000円を新規計上しています。

商工費では、デジタル地域通貨「たまネー」を活用した価格高騰応援キャンペーン事業負担金として3,000万円を追加計上しております。

教育費では、給食材料費の物価高騰支援として、学校給食補助金の増額、中学校の校舎修繕等住居費1,000万円を計上しております。

諸支出金では、過年度の国庫支出金返納金を計上しています。

なお、詳細につきましては、副町長から説明をさせます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、議案第42号 令和5年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ1,619万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額を15億5,886万8,000円とするもので、本年度の課税所得の確定に伴い、保険料の本算定を行ったものでありますが、コロナ禍における物価高騰等に直面する状況を考慮し、財政調整基金の取り崩しのほか、一般会計貸付金により、保険料の調整を行うものであります。

なお、詳細につきましては、保健福祉課長から説明をさせます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（風口 尚） 田間副町長。

○副町長（田間宏紀） 議案第41号 令和5年度玉城町一般会計補正予算（第3号）について補足説明を申し上げます。

予算書1ページのほうお願ひいたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ1億3,589万2,000円の追加、予算総額を70億5,665万2,000円とするものがございます。

第2条の地方債の補正については、第2表にて3ページからの第1表を歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細表により説明をさせていただきます。

それでは6ページをお願ひいたします。

第2表地方債補正、6、地域活性化事業債につきましては、さきの保健福祉会館ふれ

あいホール空調設備改修事業で、今年度分の見通しがたったことから1,630万円を追加し、2,440万円に限度額を変更するものでございます。

次に、7ページからの事項別明細表でございますが、説明の便宜上歳出からの説明とさせていただきます。

11ページをお願いいたします。

2款総務費、2項徴税费、2目賦課徴収費、10節需要費消耗品においては、7月1日施行の原動機付自転車標識キックボード用を県下共同にて購入する経費10万3,000円の追加計上。

同款3項1目戸籍住民票基本台帳費は役場1階ロビーに特設窓口として設置している、マイナポイント事業が補助金交付要綱改正により、マイナンバーカード交付事業に統合されたことから、今回、7款商工費計上分を減額し、マイナポイント事業にかかる半年分の関係経費255万9,000円を、説明欄記載のとおり組替え計上をいたしております。なお財源につきましては、国庫補助金10分の10の充当でございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費における、1節報酬から次ページにわたりまして、18節負担金補助及び交付金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の負担が大きい低所得世帯への負担低減を図る低所得世帯支援事業で、住民税非課税世帯1世帯当たり3万円を給付しようとするもので、給付に伴う事務経費また給付金1,073世帯分を見込み、合わせて3,458万円を計上。

次に、20節の国民健康保険特別会計貸付金はコロナ禍、物価高騰の影響を鑑み、国保料本算定に伴う増額を抑制し、被保険者の負担軽減を図るため、2,000万円の追加貸付を行うものでございます。

9目福祉保健施設費、10節修繕料は保健福祉会館の漏水修理のため、100万円を増額計上。

同款2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の10節修繕料につきましては、各保育所のトイレ11基分の洋式化を進めるものでございます。

2目児童福祉施設費は、当初予算にて計上した保育給食副食費軽減分に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する財源構成でございます。

次ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費は電力・ガス・食料品等価格高騰の支援といたしまして、地方創生臨時交付金を活用するもので、1目保健衛生総務費、18節におきまして障害福祉介護保険サービス事業を行う社会福祉施設に、物価高騰対策支援事業補助金として167万円の計上。

また、2目予防費、18節は生活者支援として1か月児健康診査受診補助金60万円を新規に計上するものでございます。

6款農林水産費、1項農業費、3目農業振興費、12節施設管理委託料は農業体験施設の耕起代の計上。

同款2項林業費、1目林業振興費、17節備品購入費はみえ森と緑の県民税市町交付金を活用するもので、今回基金からの繰入れを行い、三重県産材を使い、田丸小学校の図書室の机・椅子はじめ公共施設の木製家具の購入費249万4,000円の計上でございます。

14ページをお願いいたします。

7款1項商工費、2目商工振興費の1節から13節はさきに説明申し上げましたマイナポイント事業の住民基本台帳費への減額及び科目替え、また18節負補交は地方創生臨時交付金を活用し、価格高騰応援キャンペーン事業として、デジタル地域通貨「たまネー」のポイント還元による、生活者及び事業者支援を行うもので、商工会への負担金3,000万円の計上。

8款土木費、4項1目都市計画総務費、18節排水路改良事業補助金は自治区からの要望に伴い50万円の増額計上。

同款5項住宅費、2目住宅対策費、18節木造空き家除却工事補助金は国・県の内示に伴う4戸分の増額計上でございます。

次ページをお願いします。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費につきましては小学校の重大事態発生に伴い、この調査にかかる経費を3目教育指導費につきましては、4月に改正した教育支援センター運営に係る経費を説明欄記載のとおり計上をいたしております。

同款2項小学校費、1目学校管理費、18節学校給食補助金は給食材料高騰分を保護者に転嫁することなく、町費、補助金にて対応するための計上で、財源といたしましては当初予算分を含め、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

16ページをお願いします。

3項中学校費、1目学校管理費では10節修繕料においてシロアリなど対策修繕、また14節校舎等修繕工事請負費は部活動指導規制改正により現状、雨天時の部活動に支障を来すことから、修繕費1,000万円の計上。

18節学校給食補助金は小学校費同様に、保護者負担軽減を図るものでございます。

同款4項社会教育費、3目文化財費は4月に開催いたしました村山龍平記念館、開館40周年記念式典及び特別展にかかる経費の各科目精算で、目計といたしまして26万1,000円の計上。

5項2目保健体育施設費、10節修繕料12万3,000円は屋内体育館のフロア修繕費の計上でございます。

次ページ、13款諸支出金では国庫支出金返納金といたしまして、令和3年、4年度の子育て世帯への臨時特別支援事業費の補助金返納で2,216万3,000円を計上いたしております。

14款予備費につきましては650万5,000円を増額計上し、予算調整を図ったところでございます。

次に、歳入のほう説明をいたしますので、9ページにお戻りいただきますようお願いをいたします。

16款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金はマイナポイント事業にかかる補助金を3節から1節へ科目変更。2節地方創生臨時交付金は新型コロナウイルス感染症対応、電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援の増額強化であり、今回内示により計上するもので、歳出で説明申し上げた低所得世帯並びに生活者及び事業者への各種支援施策などに充当をいたしたところでございます。

4目土木費国庫補助金、17款2項1目総務費県補助金は木造空き家除却事業費補助金の内示による増額計上。

20款繰入金、みえ森と緑の県民税市町交付金基金からの精算繰入れで、歳出で説明した事業に充当するものでございます。

10ページをお願いします。

21款繰越金においては4,000万円を増額し、7,000万円とするものでございます。

23款町債は第2表地方債補正で説明申し上げたとおり、保健福祉会館ふれあいホールの空調設備改修事業への充当する地域活性化事業債を、計上したものでございます。

以上、補足説明といたします。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（風口 尚） 保健福祉課、見並課長。

○保健福祉課（見並智俊） それでは、所管をいたします、議案第42号 令和5年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は主に本年度の課税所得の確定に伴い、保険料の本算定を行ったものであります。

予算書7ページ、歳入をご覧ください。

1款国民健康保険料の現年度分はコロナ禍における物価高騰による生活への影響を考慮し、財政調整基金の取り崩しと一般会計貸付金の追加により保険料率を据え置き算定した結果、当初予算額より6,677万1,000円減額いたしました。

次に、4款県支出金では、直営診療施設玉城病院の眼科検査機器、購入にかかる特別調整交付金70万6,000円を新規に計上し、歳出での7款2項繰出金において、玉城病院への繰出金を同額計上いたしております。

6款繰入金、1項他会計繰入金は本算定に基づき、保健基盤安定繰入金、保険料軽減分の減額と未就学児均等割保険料繰入金の増額などを計上いたしております。

また保険料を減額の補正財源といたしまして、一般会計からの貸付金2,000万円の追加計上のほか、2項基金繰入金におきまして財政調整基金繰入金2,600万円を新規に計上いたしております。

次に、予算書8ページをご覧ください。

7款繰越金では前年度決算に基づき4,230万円を増額し、補正後の予算額を4,330万円としています。

次に、予算書9ページ、歳出をご覧ください。

1款総務費では保険証更新の送付時に、マイナンバーカード健康保険証一体化の周知チラシを同封するための経費を追加いたしております。

3款国民健康保険事業納付金は、1項医療給付費分から10ページの3項介護納付金まで、保険料本算定に伴う財源内訳の変更を行っております。

次に、7款諸支出金では県支出金の過年度返還金10万2,000円を計上。

8款予備費は1,535万3,000円を増額補正し、予算調整を行っております。

12ページ以降に保険料予算額の算出にかかる付表を添付いたしておりますので、後刻ご高覧ください。

なお、今回の補正予算について、国民健康保険運営協議会の承認をいただいておりますことを申し添えいたします。

以上、簡単ではございますが補足説明といたします。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（風口 尚） 以上で提案理由の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

(午前 9時48分 休憩)

(午前10時 9分 再開)

○議長（風口 尚） 再開します。

#### ◎追加日程第1 議案第43号

○議長（風口 尚） 只今提出されました、議案第43号 工事請負契約の締結について（玉城町田丸駅交流施設建築工事）を追加日程第1とし、これを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第43号 工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本議案は先般内閣府の認定を受けた田丸駅交流施設の建築工事について、6月1日一般競争入札を執行した結果、吉田産業株式会社と請負代金6,930万円で請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細は地域づくり推進室長から説明をさせます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（風口 尚） 総務政策課地域づくり推進室、中川室長。

○地域づくり推進室長（中川泰成） 地域づくり推進室長、中川。

議案第43号 工事請負契約の締結について補足説明を申し上げます。

今回の工事は、老朽化により既に取り壊しが決定をされております田丸駅につきまし



て、駅舎の機能を保ちつつ多様なつながりを創出する交流拠点として、新たに整備を進めるものでございます。

それでは資料を、議案第43号資料をご覧ください。

なお、工事図面につきましては既に議員懇談会で配付いたしておりますので、添付を省略しております。ご了承ください。

まず、工事名は令和5年度第7号玉城町田丸駅交流施設建築工事であります。

工事場所は玉城町佐田地内、現在の田丸駅の場所を予定し、工期は議会の議決の日から令和6年3月21日までといたしております。

入札はさる6月1日、一般競争より執行をいたしました。

落札業者は玉城町長更390番地、吉田産業株式会社、代表取締役、吉田尚由でございます。

請負金額は消費税及び地方消費税を含みまして6,930万円で、請負比率は86.7%でありました。

また、本入札会では品質確保の観点から、最低制限価格を設定してございます。

施設の概要につきましては、木造平屋建て、敷地面積367.32平方メートル、建築面積は136.84平方メートルでございます。

入札結果については、資料下段に記載のとおりでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議の上ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（風口 尚） 提案理由の説明は終わりましたので、これから質疑を行います。

発言を許します。

11番、奥川直人議員。

○11番（奥川直人） ただいま、議案第43号の工事請負契約の締結についていう趣旨説明があったわけでありますけれども、お聞きした内容の中で1点お聞きをしたいと思っております。

今回、田丸駅ということでいろんな安全性とかそういうものが必要になるので、品質、性能の確保のために今回は制限価格を設定したというふうな形になってはいますが、この制限価格が今数字として出てはいますが、この確保するためのその制限価格を設定した根拠、まあ適当に決められたわけではないと思うんで、どんな経過をたどってこの数字になったのかお聞きしたいと思います。

○議長（風口 尚） 総務政策課、中村課長。

○総務政策課長（中村元紀） 総務政策課長、中村。

制限価格の設定でございますけれども、それにつきましては一定の算式がございまして、一定の算式に基づいて算定をさせていただいたところでございます。

なお、規則のほうでは制限価格については3分の2から5分の4の範囲で定めると定めてございます。

以上でございます。

○議長（風口 尚） 奥川議員。

○11番（奥川直人） 算定根拠があるということですが、これ一般的に算定根拠があるので、どの誰でも大体は計算ができるということになるのか、あえて玉城町の行政としては、やっぱりこのくらいの財政の状況を見ながらですよ、設計をする、規模も見ながら、数字を設定したんだというところへんではないんですか。ただ決まっているからこうしたというのか、魂がこもっているのかお聞きします。

○議長（風口 尚） 総務政策課、中村課長。

○総務政策課長（中村元紀） 総務政策課長、中村。

これにつきましては、直接工事費というのがございまして、それ・・・人件費等になってございますので、その上については100%計算してございまして、その後の共通仮設費、現場管理費、一般管理費につきましてを、一定の率を持ちまして制限をさせていただいて、設計の判定をしているものでございます。

○議長（風口 尚） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○議長（風口 尚） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

本案については、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（風口 尚） ご異議なしと認め、討論を省略致します。

これから、議案43号 工事請負契約の締結について、玉城町田丸駅交流施設建築工事を採決いたします。

本案について賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（風口 尚） 挙手全員であります。

したがって、議案43号 工事請負契約の締結について、玉城町田丸駅交流施設建築工事について賛成することに決定いたしました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

明日6月7日は午前9時から本会議を開き、町政一般に関する質問を行いますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

（午前10時13分 散会）